内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府入札等監視委員会 平成30年度第3回(第36回)合同会議議事概要

開催日及び場所	平成31年1月8日(火) 中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室		
	委員長 國廣 正 (弁護士)		
	委 員 今井 猛嘉 (法政大学大学院法務研究科教授)		
委 員	委 員 大森 明 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)		
	委 員 寺田 麻佑 (国際基督教大学大学院アーツ・サイエンス研究科准教授)		
	委 員 長岡 美奈 (公認会計士)		
議事	○平成30年度第2四半期の契約に係る審議○提言(案)について		

○平成30年度第2四半期の契約に係る審議					
審議対象期間	平成30年7月1日~平成30年9月30日				
対象案件の説明	 ○対象期間における契約の全体(内閣官房39件・内閣法制局2件・内閣府本府179件)について事務局から説明 ○審議案件抽出の考え方について当番委員から説明抽出にあたっての関心事項・低入札案件について、その理由を確認する。・1 者応札となった案件について、その理由を確認する。・契約方式の妥当性について確認する。 さらに以下の観点から各案件を絞込みを行った。 				
審議抽出案件	3件				
【一般競争入札】 最低価格落札方式	(官房) 1件 (関心事項) ・本業務の調達に際し、一般 競争入札としているが、結果 は1者応札となっている。随 意契約とせず、一般競争入札 を行うと判断した理由を確認 する。				

【一般競争入札】総合評価落札方式	りて見しさ応落れるが、をするもおどと方が、とするもおどと方が、とするのでは、	事項) らいては参考見積も の事業者から入手し 入札の際には参考 を提出した者が参加 "、結果、技術点が ない者による1者	契約件名: beyond2020プログラムにおける成果・課題等調査業務 契約相手: (株) スポーツITソリューション 契約金額:19,872,000円 契 約 日:平成30年7月3日 担当部局:内閣官房副長官補
	(関心事項) 低落札案件となった 理由、業務の質が保 てると判断した理由		契約件名:地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備 交付金事業の効果検証に関する調査 契約相手:有限責任監査法人トーマツ 契約金額:25,110,000円 契約日:平成30年8月10日 担当部局:内閣府地方創生推進室
委員からの意見・質問 それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	

○提言(案) について

審議時間の不足により、日を改めて審議を行うこととなった。

別紙	
意 見 ・ 質 問	回 答
1 TPP高級事務レベル会合に係る会議運営支援	受業務
箱根で開催するということは最初に決まっていたのか。 開催地がきまっていたら、そこで最も合理的な内容で交 渉できる者を確保していくというのが一般的な考え方で あると思うが、なぜ随意契約ではなく一般競争入札を行 うこととしたのか。	これまでの経緯、各国の声、議論の性格などを総合的に勘案し、箱根周辺で開催することとなった。他国との慎重な調整を経て日程や場所が決まったのは遅かったが、法令の定める要件に照らして、緊急随意契約等に該当するものでなく、原則に従って一般競争入札を、定められた一連の手続に沿って行った。
競争入札を行うというのは、非常にリスクが高いと思われるが、このような国際会議における会場確保において、内閣官房・内閣府では一般競争入札にこだわっているのか。過去の事例も同じような対応なのか。	時間の制約がなければ、基本的には会場の借り上げについては入札を行っている。緊急随意契約が可能な基準などもあり、そうしたものに該当しないと、予算法令を踏まえ、一般競争入札を行うことになる。
緊急随契は本当にぎりぎりにならなければいけないから、価格交渉力がなくなるのだと思う。 一般競争入札で応札者がいない可能性がある選択肢をとることがいいのか。それともぎりぎりになって価格交渉力を失った緊急随契がいいのか、この2つしか今は選択肢がない。 本件を責めているのではなく、法令の制約がなければ、一般常識から言うと、できるだけ早くから交渉して、価格交渉ができる手段があってもいいのではないか。	本件については、会議日程が他の10か国との慎重な調整の結果、かなり直前に決まるのが通例で、昨今のホテル事情に鑑みると、随意契約であっても交渉力がある状況かは判らない面があることや、一連の入札手続を通じて価格抑制効果はあった面などもあり、一概には言いにくい。
2 beyond2020プログラムにおける成果・課題等調	周査業務
技術点が一定以下だと落札対象外になるという規定はあるのか。	業務の目的を理解した妥当な提案内容であるか、工期までに終わらせられるようスケジュールが組まれているかといった、最低限この業務を遂行できるかという部分の点数を基礎点としており、必ず満たさなければいけない。
本件は技術点が低いかどうかというのがあるけれども、 制度上基礎点を超えていて、とにかく1者であれば合格 とするしかないのか。	制度上、基礎点を満たしていないと不合格ということであり、満たしていれば合格となる。 それ以外の要素も、100点という点数から比べると高くないという評価もあるかもしれないが、一定の評価を得られたということ

で、今回落札とした。

役所のマンパワーもかなり限られている中、実際に自分たち でやることに比べればこの調査においてフォローするというコス

今回は1者応札だったので、ここを洛札業有とした。 くも、ちょっと不安なので手とり足とりやってあげている。もしもそういう実態なのであれば、かえって役所にとって手にはるかに低いし、そのコストで我々自身の他の業務が影響を受けているということはない。

今回は1者応札だったので、ここを落札業者とした。で

3 地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業の効果検証に関する調査					
応札した2者の価格差がすごく大きいが、なぜこの差が生じたのか。	ヒアリングでは、過去の業務実績がないことによる技術点の一定の点差を見越して最終的に価格を決定したということであり、 価格を一定程度抑えてでも、今回実績をとりたかったとことなのかと推測している。				
本件の場合、経験がないからやりたい、そのためには ディスカウントをして下げるのかという問題はあるにして も、ちゃんとパフォーマンスを上げて満足のいく結果が 出ているのかというモニタリングは十分にやっていただく 必要があるかと思う。	その点は有識者委員会も設けており、アドバイスもいただきながら、しっかりやってまいりたい。				
○その他					